2019 年 2 月 22 日

第 135 号　在留外国人の状況

主任研究員　須藤 誠

【要旨】

日本に在留する外国人数は、2018 年 6 月末時点で 264 万人である。2018 年の訪日外国人旅行者数 3,119 万人に比べ少なく感じるが、旅行者の平均滞在日数は 5.2 日であるため、一日あたりで比べると在留外国人数は訪日外国人旅行者数の 6 倍である。

在留外国人の 55%は、既に日本に長期間在留している、あるいは日本人の血縁・家族であるなど、日本との関わりの深い外国人である。一方で最近増加しているのは、在留資格「留学」「技能実習」などで来日・在留する 20 歳代、30 歳代の外国人である。

今年 4 月に新しい在留資格「特定技能」が創設されるのを前に、増加する在留外国人と今後どのように関わっていくべきかを考えるにあたり、在留外国人の現状と最近の推移を確認しておきたい。

＜目次＞

はじめに 1
1. 訪日外国人旅行者について 2
2. 日本在留外国人について 3
(1) 在留外国人数の推移 3
(2) 在留外国人の国籍・地域 4
(3) 在留外国人の在留資格 4
i. 在留資格「特定技能」 6
(4) 労働する在留外国人数の推移 8
(5) 労働する在留外国人の国籍・地域 9
(6) 在留外国人の居住する地域 10
おわりに 13
別表 14

本稿中に記載したデータ・数値等は、筆者が信頼できると判断した各種データに基づき作成・加工したものですが、その正確性・確実性を保証するものではありません。

はじめに

日本に居ながらにして、外国人を見る機会が多くなったと感じる。各種統計からその状況について確認してみたい。

日本にいる外国人は大きく二つのグループに分類できる。一つは観光等で日本を訪問している外国人、もう一つは在留資格を取得して日本に在留（居住）している外国人である。

1. 訪日外国人旅行者について

日本在留外国人の状況を見る前に、観光地等で見かけることの多い訪日外国人旅行者数の推移を概観する。

（図表 1）訪日外国人旅行者数の推移

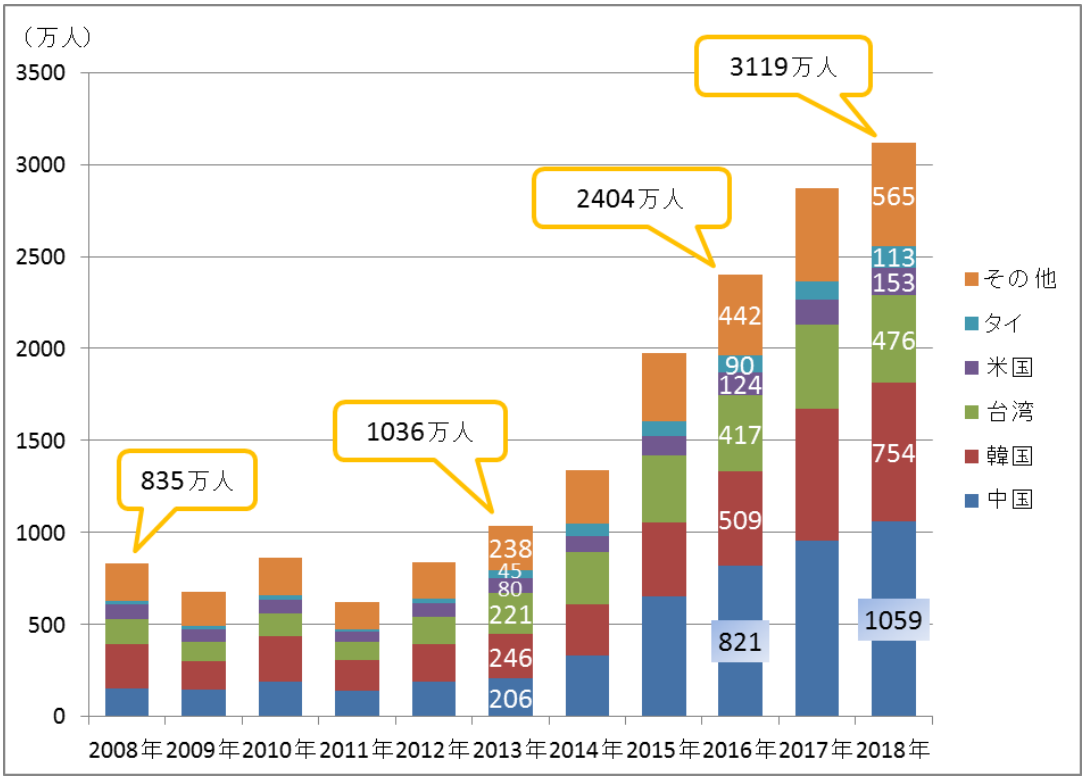

（出所：日本政府観光局（JNTO）『訪日外客数の動向』）

訪日外国人旅行者数は、図表 1 のとおり、2013 年に 1,000 万人、2016 年に 2,000 万人、2018 年に 3,000 万人を超え、3,119 万人に達した。特に 2012 年以降は急激に増加し続けている。

国・地域別には、2018 年の推計値で、中国（香港を含む、以下同様）1,059 万人（33.9%）、韓国 754 万人（24.2%）、台湾 476 万人（15.3%）で 73.4%を占める。以下、米国 153 万人（4.9%）とタイ 113 万人（3.6%）までが訪日外国人旅行者数 100 万人以上である。10 万人以上が日本を訪れているのは、上記の 5 つを含め 18 の国・地域にのぼる。現在は中国からの訪日旅行者が最多であるが、2013 年までは韓国が最多であった。

なお、日本政府は訪日外国人旅行者数を、2020 年に 4,000 万人、2030 年には 6,000 万人に増加させることを目標に、各種施策を講じている[1]。

2. 日本在留外国人について

一方、飲食店やコンビニエンスストア等の従業員として見かける外国人は、在留外国人である。いくつかの切り口から在留外国人について概観していく。

(1) 在留外国人数の推移

（図表 2）在留外国人数の推移

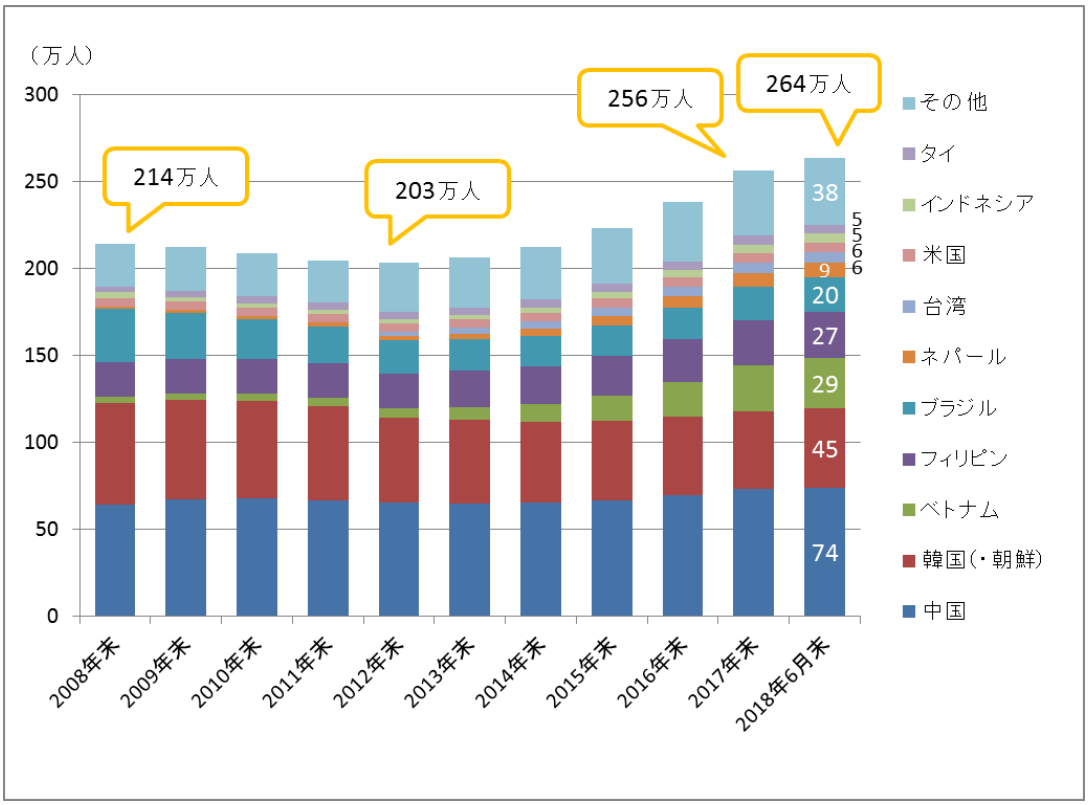

（出所：法務省『在留外国人数について』）

2018 年 6 月末時点の在留外国人数は 264 万人である。

2018 年の訪日外国人旅行者数 3,119 万人の 8.5%に過ぎないが、訪日旅行の平均滞在日数 5.2 日から算出できる一日あたりの平均 44 万人と比較すると、在留外国人は訪日外国人旅行者の 6 倍と言うこともできる。

在留外国人を国籍・地域別に見ると、中国 74 万人（28.0%）、韓国 45 万人（17.2%）、ベトナム 29 万人（11.1%）、フィリピン 27 万人（10.1%）までの 4 か国が在留外国人に占める割合が 10%以上で、合計すると 66.5%、3 人に 2 人となる。以下、ブラジル 20 万人（7.5%）、ネパール 9 万人（3.2%）、台湾 6 万人（2.2%）、米国 6 万人（2.2%）、インドネシア 5 万人

[1] 『明日の日本を支える観光ビジョン』『観光立国推進基本計画』等

（2.0%）、タイ 5 万人（1.9%）まで、5 万人以上の在留外国人がいるのは 10 の国籍・地域である。訪日外国人旅行者の国籍・地域とは、中国・韓国が 1 位・2 位であることを除き、様相が異なっている。

(2) 在留外国人の国籍・地域

（図表 3）在留外国人の国籍・地域の変化（2018 年/ 2008 年）

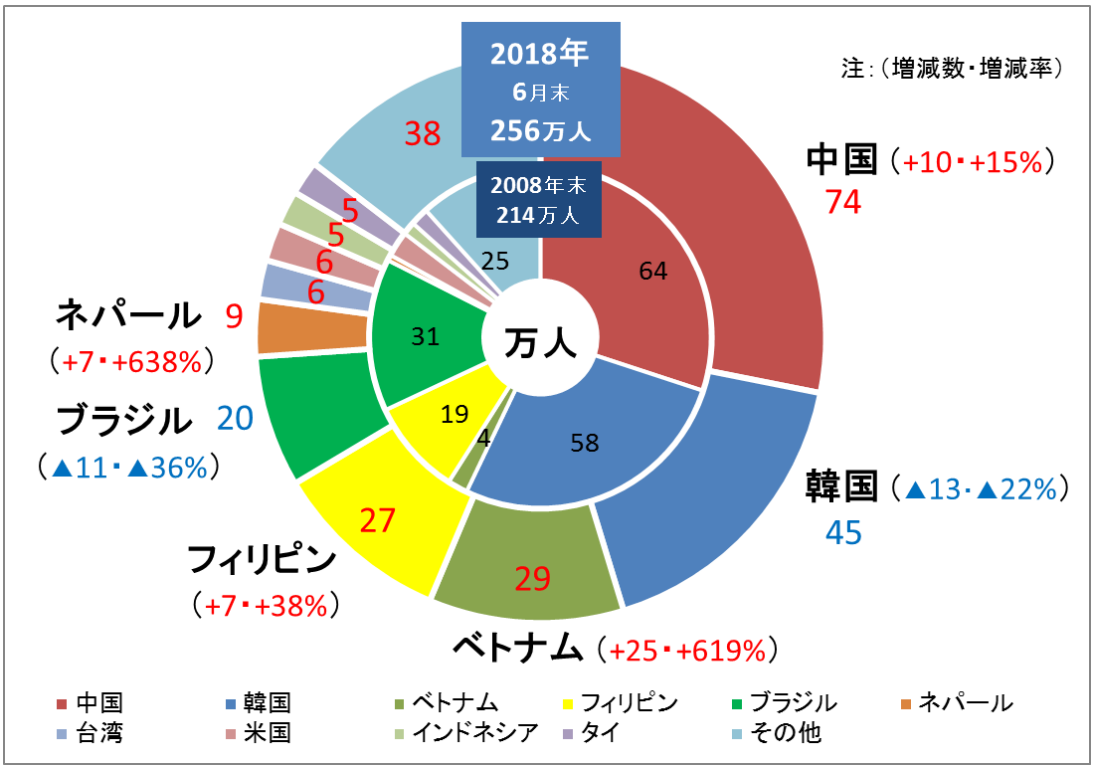

（出所：法務省『在留外国人数について』）

図表 3 は、在留外国人の国籍・地域について 10 年前と比較したものである。中国は 10 万人増加しているが、2012 年から台湾としての計上が中国とは別にされるようになったことから、より大きな増加である可能性が高い。ベトナムは 25 万人増で 10 年前の 7 倍以上となっている。フィリピンとネパールもそれぞれ 7 万人増え、ネパールはベトナム同様 10 年前の 7 倍以上の増加率となっている。一方で、韓国は 13 万人・22%、ブラジルは 11 万人・36%それぞれ減少している。

(3) 在留外国人の在留資格

外国人が日本に在留するためには資格が必要であり、現在、出入国管理及び難民認定法に規定されている 28 の在留資格[2]と、特例法[3]に規定されている 1 つの在留するための資格

[2] 4 区分ある高度専門職、6 区分ある技能実習、対象となる活動の多い特定活動は、それぞれ 1 つの在留資格と数えた
[3] 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法

があるが、今年の 4 月から在留資格「特定技能」が増えて合わせて 30 となる。図表 4 は、2018 年 10 月末時点の在留資格別在留外国人数とその構成比である。

（図表 4）在留資格(在留目的)別 在留外国人数

在留資格	在留者数	構成比
総　　数	2,637,251	
活動に基づく資格	1,187,014	45.0%
1 外　　交	-	-
2 公　　用	-	-
3 教　　授	7,484	0.3%
4 芸　　術	447	0.0%
5 宗　　教	4,361	0.2%
6 報　　道	231	0.0%
7 高度専門職（計）	9,567	0.4%
8 経営･管理	25,099	1.0%
9 法律･会計業務	150	0.0%
10 医　　療	1,966	0.1%
11 研　　究	1,534	0.1%
12 教　　育	11,769	0.4%
13 技術･人文知識･国際業務	**212,403**	**8.1%**
14 企業内転勤	17,176	0.7%
15 介　　護	177	0.0%

在留資格	在留者数	構成比
総　　数（再掲）	2,637,251	
（↗続き）		
16 興　　行	2,275	0.1%
17 技　　能	39,221	1.5%
18 技能実習（計）	**285,776**	**10.8%**
19 文化活動	2,936	0.1%
20 短期滞在	-	-
21 留　　学	**324,245**	**12.3%**
22 研　　修	1,522	0.1%
23 家族滞在	**174,130**	**6.6%**
24 特定活動（計）	64,545	2.4%
身分に基づく資格	1,450,237	55.0%
25 永住者	**759,139**	**28.8%**
26 日本人の配偶者等	**142,439**	**5.4%**
27 永住者の配偶者等	36,562	1.4%
28 定住者	**185,907**	**7.0%**
29〔特別永住者〕	**326,190**	**12.4%**

（出所：法務省『在留外国人数について』）

※ 外交・公用・短期滞在による在留者は、在留者数に含まれない

※ 太字は 10 万人以上の在留者がいる在留資格

在留資格も大きく二つに分類できる。行うことのできる活動により在留が認められる「活動に基づく在留資格」と、「身分に基づく在留資格」とがそれである。

「身分に基づく在留資格」は、「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」と、在留するための資格である「特別永住者」である。「永住者」は原則として引き続き 10 年以上日本に在留している外国人が取得できる資格である。「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」にはそれぞれ子も含まれる[4]。「定住者」の代表例は日系 3 世である。「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」には在留期間があるが（更新可能）、在留

[4] 日本人の特別養子又は日本人の子として出生した者。永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者。など

期間が 10 年よりかなり短くても「永住者」となれる特例がある[5]。「特別永住者」は、第 2 次世界大戦の終戦以前から日本に在留していて、サンフランシスコ講和条約により日本国籍を離脱した外国人とその子孫[6]であり、多くは韓国人である。身分に基づく在留資格の特徴の一つとして、就労に制限がないことを挙げることができる。

身分に基づく在留資格で在留している外国人は 2018 年 6 月末時点で 145 万人となっており、在留外国人の 55%にあたる。在留外国人には、既に日本に長期間在留している、あるいは日本人の血縁・家族であるなど、日本との関わりの深い外国人の比率が高いと言える。

活動に基づく在留資格のうち、在留者が多いのは「留学」32 万人と「技能実習」29 万人である。両者と「家族滞在」17 万人を除く在留資格による在留者は、ホワイトカラーが中心となるが、合計で 40 万人である。「留学」と「家族滞在」による在留者は就労することができないが、資格外活動を申請し許可を得れば、週 28 時間以内でアルバイト等の就労をすることができる。

在留資格の変遷を辿ると、1990 年に「定住者」が創設され日系 3 世が在留資格を取得することが可能となり、2010 年に「技能実習」が創設され技能実習生の在留資格が「研修」＋「特定活動」から変更となった。この年には日本語学校生等向けの「就学」が大学・大学院生等向けの「留学」に一本化されている。「就学」で認められる資格外活動（アルバイト等）は週 14 時間であったが、これに伴い日本語学校生等も週 28 時間までの資格外活動（アルバイト等）が可能となった。2012 年には外国人登録制度が廃止されて住民票が交付されるようになり、3 年だった有期限の最長在留期間が 5 年に延長され更新の頻度削減につながった。その後、2015 年に「高度専門職」[7]、2017 年に「介護」の在留資格が創設されて現在に至っている。

i. 在留資格「特定技能」

今年の 4 月に新設される在留資格「特定技能」についても触れておく。

この在留資格の新設の背景には、2018 年の有効求人倍率（1.61 倍）が 1973 年以来 45 年ぶりの高さとなり[8]、失業率（2.4%）は 1992 年以来 26 年ぶりの水準にまで低下している[9]ため、企業の人手不足感が強まっていることが挙げられる。

---

[5] 日本人・永住者の配偶者の場合、実体を伴った婚姻生活 3 年以上、かつ引き続き 1 年以上本邦に在留している者。日本人・永住者の実子等の場合、1 年以上本邦に継続して在留している者。「定住者」の在留資格で 5 年以上継続して本邦に在留している者。など

[6] 子孫は日本で出生しその後引き続き日本に在留する者

[7] 「高度学術研究分野」「高度専門・技術分野」「高度経営・管理分野」の 3 つの分野がある。「学歴」「職歴」「年収」「年齢」「その他」をポイントに換算し一定の基準以上であれば、優遇措置のある在留が認められる

[8] 厚生労働省『一般職業紹介状況について』

[9] 総務省『労働力調査（基本集計）』

（図表 5）在留資格「特定技能」（特定産業分野・受入規模・「技能実習」からの移行）

特定産業分野	2019年から2024年					
	受入規模（人）			「技能実習」からの移行（％）		
1　介護業	50,000	～	60,000	0		
2　ビルクリーニング業	28,000	～	37,000	11	～	14
3　素形材産業	17,000	～	21,500	100		
4　産業機械製造業	4,250	～	5,250	100		
5　電気・電子情報関連産業	3,750	～	4,700	100		
6　建設業	30,000	～	40,000	90	～	97
7　造船・船用工業	10,000	～	13,000	85	～	88
8　自動車整備業	6,000	～	7,000	43	～	50
9　航空業	1,700	～	2,200	5	～	6
10　宿泊業	20,000	～	22,000	32	～	35
11　農業	18,000	～	36,500	90	～	100
12　漁業	7,000	～	9,000	43	～	56
13　飲食料品製造業	26,000	～	34,000	74	～	77
14　外食業	41,000	～	53,000	0		
合計	**262,700**	**～**	**345,150**	**45**		

（出所：筆者作成）

「特定技能（1 号）」は、相当程度の知識又は経験を要する技能を要する業務に従事する、基本的な日本語を理解することができる[10]、在留期間が最長 5 年（それ以上は更新不可）、家族帯同は不可、の在留資格である。図表 5 のとおり、特定技能が含まれる特定産業分野は 14 で、2019 年から 2024 年に受け入れる規模は 30 万人前後（最大で 34 万 5,150 人）を予定している。このうち約 45%は「技能実習」からの移行になる見込みで、徐々に「技能実習」を経ずに当初から「特定技能」で在留する外国人が増加するものと思われる。

「特定技能」に対して単純労働の外国人への解放ではないかという指摘もあるが、一定の専門性・技能を要求しており、高度人材と単純労働の間の中間的な労働領域に設けられる在留資格と言える。また、対象となる産業分野・受入規模についても、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお不足する分野の必要人数に限っており、この点からも単純労働の解放としないことが担保されている。

なお、熟練した技能を要する業務に従事し、在留期間が無期限、家族帯同が可の「特定技能（2 号）」も同時に新設され、「特定技能（1 号）」からの将来的な移行も想定されているが、制度開始後数年間は受け入れない予定となっている。

[10] 日本語能力検定の N4（5 段階中の 2 段階目）が目安となるが、技能の種類ごとに定められる

(4) 労働する在留外国人数の推移

飲食店やコンビニエンスストア等の従業員として見かける外国人の多くは、在留資格「留学」の資格外活動としてアルバイトをしている留学生である。

それとは別の在留資格「技能実習」の制度とは、「我が国が先進国としての役割を果たしつつ国際社会との調和ある発展を図っていくため、技能、技術又は知識（以下「技能等」という。）の開発途上国等への移転を図り、開発途上国等の経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的とする。」「労働力の需給の調整の手段として行われてはならない。」ものである。1 年目は講習・実習を通じて技能等を習得し、2 年目・3 年目は実習を通じて技能等を習熟し、4 年目・5 年目は実習を通じて技能等を熟達するスケジュールで、各段階でそれに見合う技能検定に合格する必要がある。実態として、技能等を習得した実習生を戦力として頼りにしている企業・団体等は多い。

（図表 6）労働する在留外国人数の推移

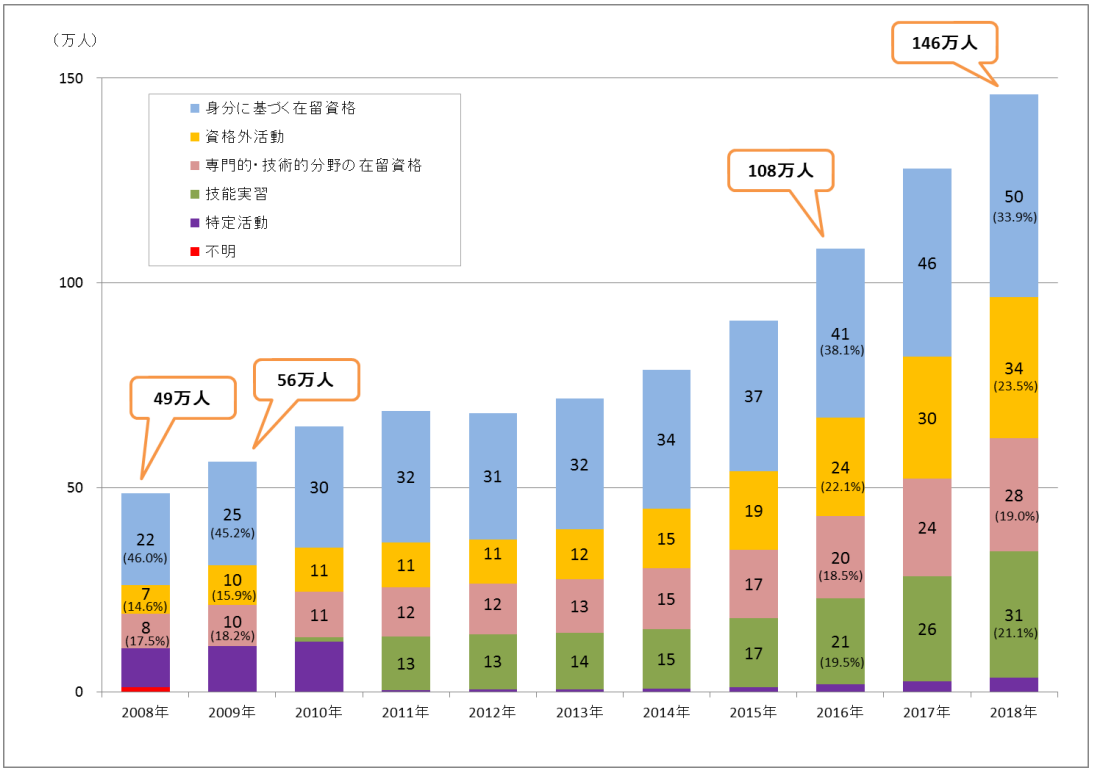

（出所：厚生労働省『「外国人雇用状況」の届出状況まとめ』）

2018 年 10 月末時点の労働している外国人数は 146 万人である。10 年前に比べ、在留者数は 1.2 倍であるのに対し、労働している外国人数は 3 倍になった。これにより在留者に占める労働者の割合は、2008 年は 28.2%であったが 2018 年は 63.2%となっている[11]。

活動と労働とはほぼ同義のため、活動に基づく在留資格で在留している外国人のうち、「留学」と「家族滞在」以外の外国人の大半[12]は労働している。「留学」の外国人も 92.0%が資格外活動として労働している。一方で、就労に制限のない身分に基づく在留資格で在

[11] 労働する在留外国人数に特別永住者は含まれないため、各種比率は特別永住者を含めず算出
[12] 在留資格「文化活動」「短期滞在」「研修」等も就労不可

留している外国人のうち、労働しているのはおよそ 44.1%にとどまっている。

労働をしている外国人の数は 2008 年の 49 万人に比べ 10 年間に約 100 万人増えているが、その主な内訳は「技能実習」31 万人増[13]、資格外活動（主に「留学」）27 万人増、身分に基づく在留資格 27 万人増、専門的・技術的分野の在留資格 19 万人増である。その結果、労働をしている外国人の在留資格の内訳は、2008 年には身分に基づく在留資格が 46.0%と半数近くを占めていたが 2018 年には 33.9%と 3 人に 1 人程度に低下し、残る 3 分の 2 を資格外活動（主に「留学」）、「技能実習」、専門的・技術的分野の 3 つの在留資格（分野）が概ね均等に占めている。

参考までに在留外国人の平均年齢は、全体で 35.4 歳、活動に基づく在留資格で在留している外国人は 27.3 歳、身分に基づく在留資格で在留している外国人は 41.7 歳である。前者のうち「技能実習」は 26.5 歳、「留学」は 23.9 歳、「家族帯同」は 21.0 歳である。後者のうち「特別永住者」（主に韓国人）は 52.4 歳である。また、後者における 60 歳以上の割合は 16.8%であるが、「特別永住者」に限ると 42.0%であり、平均年齢・年齢分布に在留資格ごとの特徴が見られる。

(5) 労働する在留外国人の国籍・地域

（図表 7）労働する在留外国人の国籍・地域の変化（2018 年/ 2014 年）

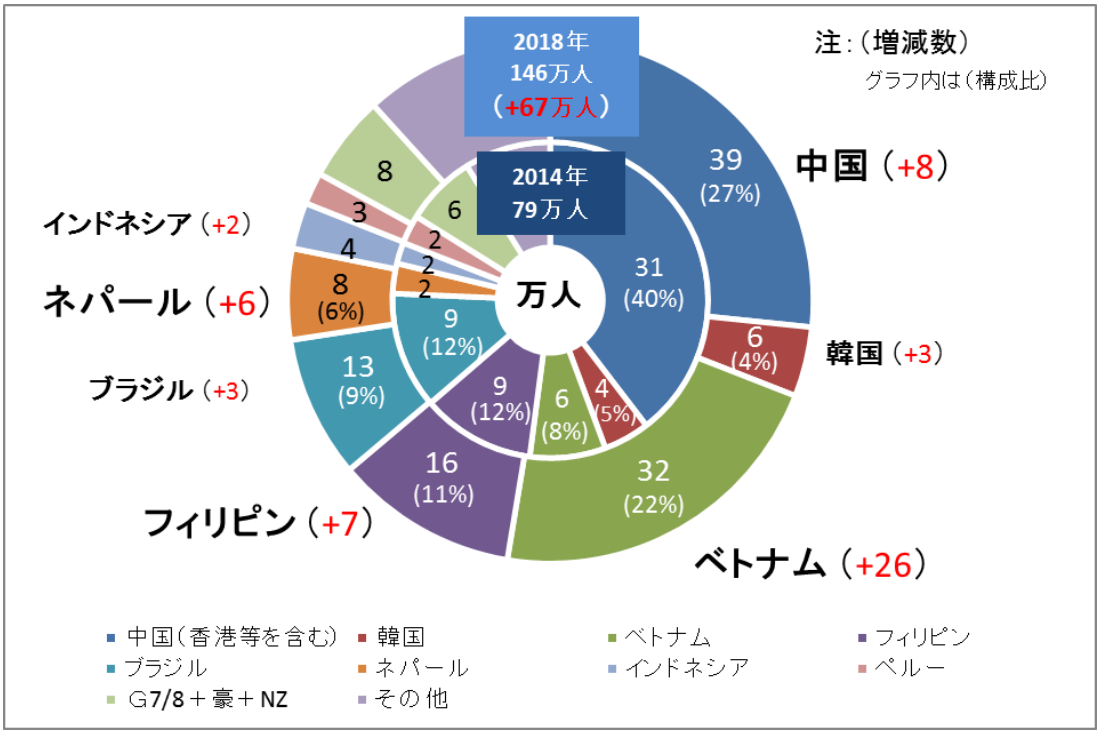

（出所：厚生労働省『「外国人雇用状況」の届出状況まとめ』）

[13] 在留資格の新設以前に「研修」で在留していた技能実習生を考慮しておらず、同期間の「研修」の在留者数は 9 万人減少していることから、純増ではない

労働している外国人を国籍別に見ると、最も多い中国が 39 万人（26.6%）で、ベトナム 32 万人（21.7%）、フィリピン 16 万人（11.2%）、ブラジル 13 万人（8.7%）と続く。在留者数 2 位の韓国の労働者数は 6 万人（4.3%）と多くない。2014 年と比較してみると、労働する在留外国人数が減っている国はなく全体で 79 万人から 146 万人へと 67 万人・85.4%増えているが、図表 7 のとおり構成比ではベトナムの伸長が著しく、ネパール、インドネシアも上昇している。ベトナムからは在留資格「技能実習」「留学」、ネパールからは「留学」、インドネシアからは「技能実習」による在留者が増えている。

(6)在留外国人の居住する地域

在留外国人の居住する地域を、在留者数と在留者が市区町村の人口に占める割合との二つのランキングで概観してみる。

（図表 8）市区町村別 在留外国人（人数・人口比率）

順位（人数）	市区町村	都道府県	在留外国人数	在留外国人比率	人口
1	大阪市 ☆	大阪府	136,925	5.0%	2,725,006
2	横浜市 ☆	神奈川県	97,315	2.6%	3,740,172
3	名古屋市 ☆	愛知県	83,225	3.6%	2,320,361
4	神戸市 ☆	兵庫県	48,612	3.2%	1,527,407
5	京都市 ☆	京都府	45,752	3.1%	1,468,980
6	新宿区 ★	東京都	44,652	12.9%	346,958
7	川崎市 ☆	神奈川県	41,905	2.8%	1,516,483
8	福岡市 ☆	福岡県	36,729	2.3%	1,579,450
9	江戸川区 ★	東京都	35,648	5.1%	693,616
10	川口市	埼玉県	34,905	5.9%	589,049
11	足立区 ★	東京都	31,539	4.6%	680,269
12	豊島区 ★	東京都	30,672	10.2%	300,179
13	江東区 ★	東京都	29,629	5.8%	515,029
14	千葉市 ☆	千葉県	26,123	2.7%	977,247
15	板橋区 ★	東京都	26,009	4.5%	578,127
16	浜松市 ☆	静岡県	24,425	3.1%	794,025
17	大田区 ★	東京都	24,220	3.3%	734,381
18	さいたま市 ☆	埼玉県	24,218	1.9%	1,295,607
19	北区 ★	東京都	21,985	6.3%	351,663
20	葛飾区 ★	東京都	21,666	4.8%	452,761
(1741)	合計	日本	2,637,251	2.1%	126,497,622

順位（比率）	市区町村	都道府県	在留外国人比率	在留外国人数	人口
1	川上村	長野県	21.7%	1,025	4,727
2	占冠村	北海道	21.6%	295	1,364
3	大泉町	群馬県	19.0%	7,916	41,692
4	南牧村	長野県	14.8%	503	3,388
5	新宿区 ★	東京都	12.9%	44,652	346,958
6	豊島区 ★	東京都	10.2%	30,672	300,179
7	美濃加茂市	岐阜県	9.0%	5,111	56,485
8	荒川区 ★	東京都	8.9%	19,310	217,265
9	蕨市	埼玉県	8.8%	6,574	74,492
10	港区 ★	東京都	8.4%	21,587	256,415
11	常総市	茨城県	8.2%	4,945	60,337
12	恩納村	沖縄県	7.7%	830	10,843
13	台東区 ★	東京都	7.6%	15,632	205,659
14	高浜市	愛知県	7.5%	3,598	48,091
15	可児市	岐阜県	7.3%	7,276	99,591
16	知立市	愛知県	7.2%	5,168	71,874
17	飛島村	愛知県	7.0%	317	4,535
18	坂祝町	岐阜県	6.9%	572	8,280
19	福生市	東京都	6.8%	3,942	58,184
20	菊川市	静岡県	6.8%	3,195	47,178
(1741)	平均	日本	2.1%	2,637,251	126,497,622

（出所：法務省『在留外国人数について』／各都道府県『推計人口』(2018 年 10 月 1 日現在)）

※ ☆は政令指定都市、★は東京都特別区

※ 赤字は人口 1 万人未満

国籍・地域を問わず在留外国人全体で見ると、在留者の数において、表外の 26 位の地方自治体までが埼玉県川口市を除き政令指定都市または東京都特別区となっている。大阪市の 13.7 万人を筆頭に、神奈川県横浜市 9.7 万人、愛知県名古屋市 8.3 万人と続く。以下は 5 万人未満となる。

人口に占める比率においては、政令指定都市が上位に見当たらない。1 位は日本有数のレタス産地である長野県川上村、2 位はリゾート地トマムのある北海道占冠(しむかっぷ)村であり、いずれも 20%を超えるが人口が 1 万人未満のため数値が変動しやすい。人口 1 万人以上の地方自治体に限って見ても、多くの工場・作業現場などを有する群馬県大泉町（19.0%）、岐阜県美濃加茂(みのかも)市（9.0%）、埼玉県蕨(わらび)市（8.8%）など、政令指定都市以外の地域が東京都特別区と共に上位となる。

国籍・地域によって在留する地域に特徴があるので、順を追って見ていく。詳細は巻末に別表 1 として記載しておく。

【中国】

在留中国人が最も多いのは神奈川県横浜市（3.9 万人）である。横浜・神戸・長崎が日本三大中華街と呼ばれるが、兵庫県神戸市は 11 位（1.4 万人）、長崎市は 107 位（0.1 万人）とさほど多くない。

人口に占める比率においては、長野県川上村（6.2%）がトップであるが、北海道などの人口が少ない地域も目につく。仁木町(にきちょう)（4.2%）はリンゴ、ブドウ、サクランボなどの果樹栽培が、雄武町(おうむちょう)（3.7%）・猿払(さるふつ)村は水産業・水産加工業が盛んな地域である。長野県南牧(みなみまき)村（3.2%）は川上村に隣接する村、群馬県昭和村（3.1%）はこんにゃく・レタスなどの産地である。人口の少ない地域においても、第一次産業に従事する技能実習生として中国人が在留していることが垣間見られる。

【韓国】

在留韓国人が多いのは、大阪市（6.5 万人）、京都市（2.0 万人）、兵庫県神戸市（1.6 万人）でいずれも関西地方である。

人口に占める比率においては、トップの新宿区でも 3.0%であり比較的分散しており、1%以上を占めるのは 15 の地方自治体にとどまる。

【ベトナム】

「技能実習」「留学」による在留の多いベトナム人も、主には政令指定都市・東京都特別区に居住しているが、千葉県船橋市（8 位・3.1 千人）、埼玉県川口市（10 位・3.1 千人）、兵庫県姫路市（11 位・3.0 千人）、広島県福山市（14 位・2.6 千人）、千葉県松戸市（18 位・2.3 千人）など人口 50 万人前後の地方自治体にも在留しているのが特徴である。

人口に占める比率においては、長野県川上村（4.5%）がトップであり 5 万人程度未満の人口の地域が上位に並ぶ。愛知県飛島(とびしま)村（2.6%）は名古屋市に隣接する村、北海道愛別(あいべつ)町（2.4%）はキノコの一大産地、原子力発電所もある宮城県女川(おながわ)村（2.0%）は水産業・水産加工業が盛んである。人口 1 万人以上の地方自治体では在留ベトナム人比率トップの熊本

県長洲町（1.8%）には造船所がある。10 位までに 8 都道県の地方自治体が含まれており、方面を問わず人口の少ない全国各地の地域にも技能実習生としてベトナム人が在留していることがうかがえる。

【フィリピン】

在留フィリピン人は、政令指定都市・東京都特別区と東海地方（愛知県・静岡県・三重県・岐阜県）に多く住んでいるのが特徴である。

それは人口に占める比率にも反映されており、人口 1 万人以上の地方自治体で見ると、岐阜県美濃加茂市（3.7%）を筆頭に上位 20 の地方自治体中 18 までが東海地方の地域である。なお、全ての地方自治体で見ると 1 位は長野県南牧村（7.6%）、2 位は長野県川上村（6.0%）で、岐阜県美濃加茂市が 3 位となる。

【ブラジル】

在留ブラジル人の居住地には最も特徴があり、政令指定都市・東京都特別区にほとんど居住していない。居住しているのは主に東海地方（愛知県・静岡県・三重県・岐阜県）で、上位 20 の地方自治体のうち 14 までが東海地方にある。

それは人口に占める比率にも反映されており、1 位こそ群馬県大泉町（10.5%）だが、2 位の愛知県高浜市（4.1%）以下は東海地方の地域が多く名を連ねる。人口 1 万人未満の地方自治体にはほとんど居住していないのも特徴である。

【ネパール】

「留学」による在留の多いネパール人も、主には政令指定都市・東京都特別区に居住しているが、1 位が愛知県名古屋市（6.0 千人）、2 位が福岡市（4.2 千人）であることと、上位 20 の地方自治体の中に沖縄県那覇市（18 位・1.0 千人）や栃木市（19 位・0.9 千人）が含まれていることが特徴である。

人口に占める比率においては、トップの北海道占冠村でも 2.1%で 1%を超える地方自治体は 4 つに過ぎず、地域は分散していると言える。

「留学」が多いことから日本語教育機関の所在状況も確認したが（別表 2 参照）、強い相関は認められなかった。

【台湾】

在留台湾人は、政令指定都市・東京都特別区に居住する傾向が強い。

人口に占める比率においては、トップの北海道占冠村は 6.9%だが、1%を超えるのはいずれもリゾート地である北海道留寿都（るすつ）村（1.7%）と沖縄県恩納（おんなそん）村（1.1%）と合わせて 3 つである。人口 1 万人未満の地方自治体への居住も少なからずあり、在留地域は分散している。

【米国】

在留米国人は、東京都港区を筆頭に政令指定都市・東京都特別区に居住する傾向が強い。

人口に占める比率を見ると沖縄県の地方自治体も多く含まれ、基地と関わりを持ちながら居住している様子も伺える。

おわりに

今年の 4 月に在留資格「特定技能」が新設されることは前述したとおりであるが、日本人と日本に在留したいという外国人とが互いに居心地良く暮らしていくために何が必要かを考えていかなければならない。一口に在留外国人と言っても、現状においても在留目的も違えば国籍も違い千差万別である。少なくとも属性ごとに対応方法を考えるべきであろう。

（図表 9）各国の生産年齢[14]人口の推移と予測

（億人）

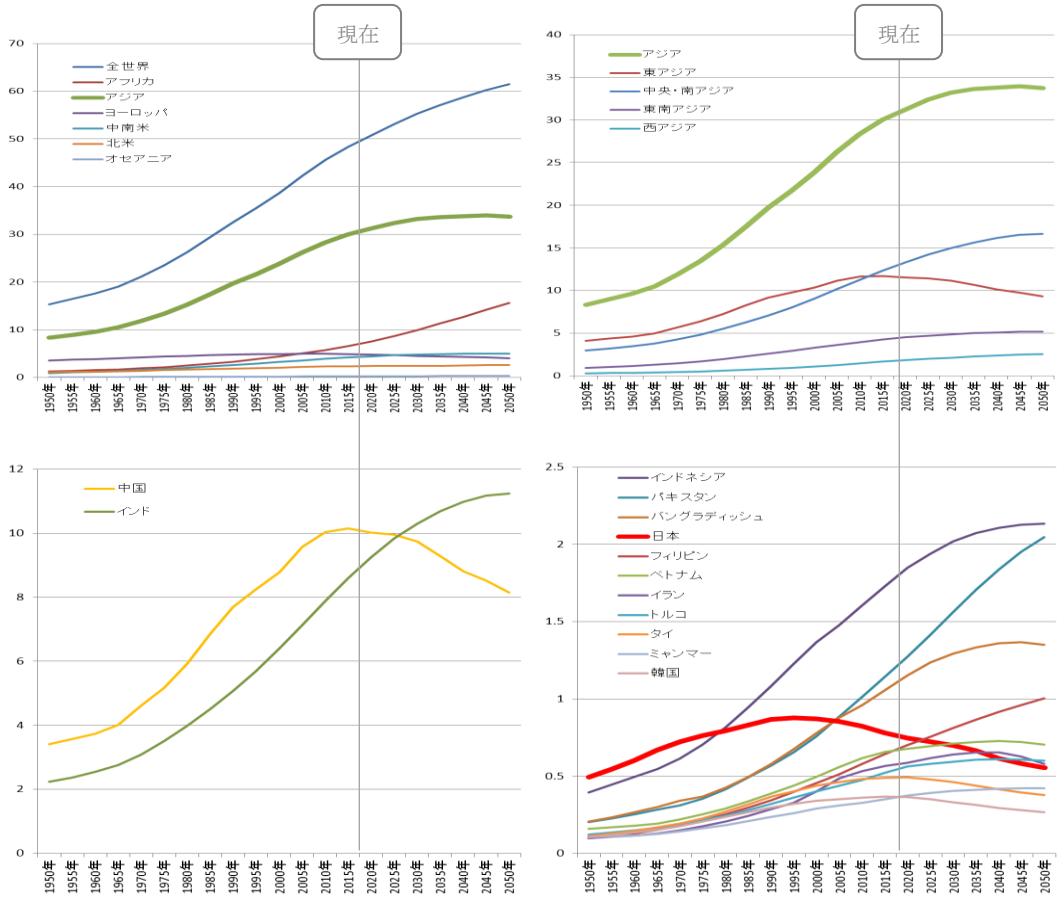

（出所：国際連合『World Population Prospects 2017 (MEDIUM VARIANT)』）

図表 9 のとおり、世界各国の人口が今後も増加し続けるわけではない。先行して人口が減少している我が国の活力が損なわれることのないよう、世界の活力を取り込んでいくことが求められるが、既に生産年齢人口が減少し始めている中国はもちろん東南アジア諸国でも同様の状況になる可能性は高い。訪日外国人旅行者に対しても、在留外国人に対しても、日本に魅力を感じ続けてもらうことの重要性が増している。

[14] 15 歳から 64 歳まで

別表

（別表 1-1）市区町村別 在留中国人（人数・人口比率）

順位（人数）	市区町村	都道府県	在留中国人数	在留中国人比率	人口
1	横浜市 ☆	神奈川県	39,285	1.1%	3,740,172
2	大阪市 ☆	大阪府	33,758	1.2%	2,725,006
3	名古屋市 ☆	愛知県	23,429	1.0%	2,320,361
4	川口市	埼玉県	20,448	3.5%	589,049
5	江戸川区 ★	東京都	15,225	2.2%	693,616
6	川崎市 ☆	神奈川県	15,087	1.0%	1,516,483
7	江東区 ★	東京都	14,590	2.8%	515,029
8	新宿区 ★	東京都	14,115	4.1%	346,958
9	板橋区 ★	東京都	13,684	2.4%	578,127
10	足立区 ★	東京都	13,545	2.0%	680,269
(1741)	合計	日本	741,656	0.6%	126,497,622

順位（比率）	市区町村	都道府県	在留中国人比率	在留中国人数	人口
1	川上村	長野県	6.2%	293	4,727
2	蕨市	埼玉県	5.5%	4,107	74,492
3	豊島区 ★	東京都	4.3%	12,780	300,179
4	仁木町	北海道	4.2%	139	3,349
5	新宿区 ★	東京都	4.1%	14,115	346,958
6	雄武町	北海道	3.7%	159	4,335
7	猿払村	北海道	3.5%	93	2,679
8	川口市	埼玉県	3.5%	20,448	589,049
9	荒川区 ★	東京都	3.4%	7,334	217,265
10	南牧村	長野県	3.2%	107	3,388
(1741)	平均	日本	0.6%	741,656	126,497,622

（別表 1-2）市区町村別 在留韓国人（人数・人口比率）

順位（人数）	市区町村	都道府県	在留韓国人数	在留韓国人比率	人口
1	大阪市 ☆	大阪府	65,090	2.4%	2,725,006
2	京都市 ☆	京都府	19,720	1.3%	1,468,980
3	神戸市 ☆	兵庫県	16,336	1.1%	1,527,407
4	名古屋市 ☆	愛知県	15,843	0.7%	2,320,361
5	横浜市 ☆	神奈川県	13,187	0.4%	3,740,172
6	新宿区 ★	東京都	10,530	3.0%	346,958
7	東大阪市	大阪府	9,894	2.0%	496,082
8	川崎市 ☆	神奈川県	7,761	0.5%	1,516,483
9	足立区 ★	東京都	7,578	1.1%	680,269
10	尼崎市	兵庫県	6,649	1.5%	451,072
(1741)	合計	日本	452,701	0.4%	126,497,622

順位（比率）	市区町村	都道府県	在留韓国人比率	在留韓国人数	人口
1	新宿区 ★	東京都	3.0%	10,530	346,958
2	占冠村	北海道	2.6%	36	1,364
3	大阪市 ☆	大阪府	2.4%	65,090	2,725,006
4	荒川区 ★	東京都	2.4%	5,180	217,265
5	東大阪市	大阪府	2.0%	9,894	496,082
6	忠岡町	大阪府	1.6%	272	16,935
7	台東区 ★	東京都	1.6%	3,227	205,659
8	尼崎市	兵庫県	1.5%	6,649	451,072
9	港区 ★	東京都	1.4%	3,591	256,415
10	京都市 ☆	京都府	1.3%	19,720	1,468,980
(1741)	平均	日本	0.4%	452,701	126,497,622

（別表 1-3）市区町村別 在留ベトナム人（人数・人口比率）

順位（人数）	市区町村	都道府県	在留ベトナム人数	在留ベトナム人比率	人口
1	大阪市 ☆	大阪府	12,304	0.5%	2,725,006
2	名古屋市 ☆	愛知県	8,534	0.4%	2,320,361
3	神戸市 ☆	兵庫県	6,815	0.4%	1,527,407
4	横浜市 ☆	神奈川県	6,413	0.2%	3,740,172
5	福岡市 ☆	福岡県	5,621	0.4%	1,579,450
6	新宿区 ★	東京都	3,857	1.1%	346,958
7	豊島区 ★	東京都	3,815	1.3%	300,179
8	船橋市	千葉県	3,140	0.5%	635,947
9	川崎市 ☆	神奈川県	3,112	0.2%	1,516,483
10	川口市	埼玉県	3,076	0.5%	589,049
(1741)	合計	日本	291,494	0.2%	126,497,622

順位（比率）	市区町村	都道府県	在留ベトナム人比率	在留ベトナム人数	人口
1	川上村	長野県	4.5%	214	4,727
2	南牧村	長野県	3.0%	100	3,388
3	飛島村	愛知県	2.6%	116	4,535
4	愛別町	北海道	2.4%	66	2,728
5	女川町	宮城県	2.0%	120	5,908
6	長洲町	熊本県	1.8%	283	15,504
7	加東市	兵庫県	1.8%	739	40,516
8	苅田町	福岡県	1.7%	628	36,375
9	福生市	東京都	1.7%	991	58,184
10	東川町	北海道	1.6%	136	8,344
(1741)	平均	日本	0.2%	291,494	126,497,622

（別表 1-4）市区町村別 在留フィリピン人（人数・人口比率）

順位（人数）	市区町村	都道府県	在留フィリピン人数	在留フィリピン人比率	人口
1	名古屋市 ☆	愛知県	9,378	0.4%	2,320,361
2	横浜市 ☆	神奈川県	8,292	0.2%	3,740,172
3	川崎市 ☆	神奈川県	4,345	0.3%	1,516,483
4	浜松市 ☆	静岡県	3,817	0.5%	794,025
5	大阪市 ☆	大阪府	3,808	0.1%	2,725,006
6	足立区 ★	東京都	3,708	0.5%	680,269
7	豊橋市	愛知県	3,446	0.9%	373,592
8	可児市	岐阜県	3,434	3.4%	99,591
9	江戸川区 ★	東京都	2,826	0.4%	693,616
10	千葉市 ☆	千葉県	2,733	0.3%	977,247
(1741)	合計	日本	266,803	0.2%	126,497,622

順位（比率）	市区町村	都道府県	在留フィリピン人比率	在留フィリピン人数	人口
1	南牧村	長野県	7.6%	257	3,388
2	川上村	長野県	6.0%	285	4,727
3	美濃加茂市	岐阜県	3.7%	2,062	56,485
4	可児市	岐阜県	3.4%	3,434	99,591
5	中井町	神奈川県	2.0%	190	9,453
6	清水町	静岡県	2.0%	637	32,230
7	常総市	茨城県	2.0%	1,184	60,337
8	上島町	愛媛県	1.8%	121	6,759
9	蒲郡市	愛知県	1.7%	1,324	80,179
10	松阪市	三重県	1.5%	2,450	160,907
(1741)	平均	日本	0.2%	266,803	126,497,622

（別表 1-5）市区町村別 在留ブラジル人（人数・人口比率）

順位（人数）	市区町村	都道府県	在留ブラジル人数	在留ブラジル人比率	人口
1	浜松市 ☆	静岡県	9,758	1.2%	794,025
2	豊橋市	愛知県	7,820	2.1%	373,592
3	豊田市	愛知県	6,464	1.5%	425,848
4	磐田市	静岡県	4,627	2.8%	166,504
5	名古屋市 ☆	愛知県	4,511	0.2%	2,320,361
6	大泉町	群馬県	4,395	10.5%	41,692
7	岡崎市	愛知県	3,927	1.0%	386,639
8	西尾市	愛知県	3,687	2.2%	169,592
9	伊勢崎市	群馬県	3,605	1.7%	210,614
10	出雲市	島根県	3,377	2.0%	172,947
(1741)	合計	日本	196,781	0.2%	126,497,622

順位（比率）	市区町村	都道府県	在留ブラジル人比率	在留ブラジル人数	人口
1	大泉町	群馬県	10.5%	4,395	41,692
2	高浜市	愛知県	4.1%	1,958	48,091
3	菊川市	静岡県	4.1%	1,918	47,178
4	越前市	福井県	4.0%	3,273	80,938
5	美濃加茂市	岐阜県	4.0%	2,244	56,485
6	知立市	愛知県	3.6%	2,621	71,874
7	坂祝町	岐阜県	3.6%	301	8,280
8	碧南市	愛知県	3.5%	2,542	72,695
9	常総市	茨城県	3.3%	2,004	60,337
10	中央市	山梨県	3.2%	984	30,865
(1741)	平均	日本	0.2%	196,781	126,497,622

（別表 1-6）市区町村別 在留ネパール人（人数・人口比率）

順位（人数）	市区町村	都道府県	在留ネパール人数	在留ネパール人比率	人口
1	名古屋市 ☆	愛知県	5,992	0.3%	2,320,361
2	福岡市 ☆	福岡県	4,168	0.3%	1,579,450
3	新宿区 ★	東京都	3,811	1.1%	346,958
4	豊島区 ★	東京都	3,653	1.2%	300,179
5	横浜市 ☆	神奈川県	3,406	0.1%	3,740,172
6	大田区 ★	東京都	2,253	0.3%	734,381
7	杉並区 ★	東京都	2,134	0.4%	579,877
8	大阪市 ☆	大阪府	1,774	0.1%	2,725,006
9	中野区 ★	東京都	1,736	0.5%	338,069
10	北区 ★	東京都	1,398	0.4%	351,663
(1741)	合計	日本	85,321	0.1%	126,497,622

順位（比率）	市区町村	都道府県	在留ネパール人比率	在留ネパール人数	人口
1	占冠村	北海道	2.1%	28	1,364
2	大泉町	群馬県	1.8%	746	41,692
3	豊島区 ★	東京都	1.2%	3,653	300,179
4	新宿区 ★	東京都	1.1%	3,811	346,958
5	福生市	東京都	0.9%	518	58,184
6	小郡市	福岡県	0.8%	492	58,427
7	草津町	群馬県	0.8%	52	6,331
8	留寿都村	北海道	0.8%	16	1,991
9	栃木市	栃木県	0.5%	862	156,996
10	荒川区 ★	東京都	0.5%	1,174	217,265
(1741)	平均	日本	0.1%	85,321	126,497,622

（別表 1-7）市区町村別 在留台湾人（人数・人口比率）

順位（人数）	市区町村	都道府県	在留台湾人数	在留台湾人比率	人口
1	大阪市 ☆	大阪府	5,052	0.2%	2,725,006
2	横浜市 ☆	神奈川県	2,885	0.1%	3,740,172
3	新宿区 ★	東京都	1,932	0.6%	346,958
4	京都市 ☆	京都府	1,550	0.1%	1,468,980
5	神戸市 ☆	兵庫県	1,368	0.1%	1,527,407
6	豊島区 ★	東京都	1,313	0.4%	300,179
7	名古屋市 ☆	愛知県	1,183	0.1%	2,320,361
8	川崎市 ☆	神奈川県	1,121	0.1%	1,516,483
9	大田区 ★	東京都	1,024	0.1%	734,381
10	杉並区 ★	東京都	1,010	0.2%	579,877
(1741)	合計	日本	58,456	0.0%	126,497,622

順位（比率）	市区町村	都道府県	在留台湾人比率	在留台湾人数	人口
1	占冠村	北海道	6.9%	94	1,364
2	留寿都村	北海道	1.7%	34	1,991
3	恩納村	沖縄県	1.1%	118	10,843
4	箱根町	神奈川県	0.9%	104	11,389
5	草津町	群馬県	0.8%	50	6,331
6	喜茂別町	北海道	0.6%	13	2,203
7	赤井川村	北海道	0.6%	7	1,187
8	ニセコ町	北海道	0.6%	29	5,086
9	新宿区 ★	東京都	0.6%	1,932	346,958
10	東川町	北海道	0.6%	46	8,344
(1741)	平均	日本	0.0%	58,456	126,497,622

（別表 1-8）市区町村別 在留米国人（人数・人口比率）

順位（人数）	市区町村	都道府県	在留米国人数	在留米国人比率	人口
1	港区 ★	東京都	3,508	1.37%	256,415
2	横浜市 ☆	神奈川県	2,651	0.07%	3,740,172
3	名古屋市 ☆	愛知県	1,789	0.08%	2,320,361
4	世田谷区 ★	東京都	1,718	0.18%	929,448
5	大阪市 ☆	大阪府	1,591	0.06%	2,725,006
6	渋谷区 ★	東京都	1,434	0.62%	231,700
7	京都市 ☆	京都府	1,269	0.09%	1,468,980
8	神戸市 ☆	兵庫県	1,228	0.08%	1,527,407
9	新宿区 ★	東京都	1,105	0.32%	346,958
10	目黒区 ★	東京都	988	0.35%	285,110
(1741)	合計	日本	56,834	0.0%	126,497,622

順位（比率）	市区町村	都道府県	在留米国人比率	在留米国人数	人口
1	港区 ★	東京都	1.4%	3,508	256,415
2	恩納村	沖縄県	0.9%	95	10,843
3	北中城村	沖縄県	0.8%	140	16,521
4	北谷町	沖縄県	0.8%	228	28,430
5	読谷村	沖縄県	0.7%	267	39,548
6	渋谷区 ★	東京都	0.6%	1,434	231,700
7	渡名喜村	沖縄県	0.5%	2	417
8	千代田区 ★	東京都	0.4%	275	63,165
9	信濃町	長野県	0.4%	32	7,967
10	ニセコ町	北海道	0.4%	20	5,086
(1741)	平均	日本	0.0%	56,834	126,497,622

（出所：法務省『在留外国人数について』／各都道府県『推計人口』(2018 年 10 月 1 日現在)）

※ ☆は政令指定都市、★は東京都特別区

※ 赤字は人口 1 万人未満

（別表 2）日本語教育機関の所在状況

（校・人）

地区	都道府県	教育機関数	収容定員（合計）	在籍者数（合計）	在籍者数順位
全 国		460	115,330	91,609	
北海道・東北地方		19	3,170	1,891	
	北海道	8	738	399	20
	青森県	0	-	-	-
	岩手県	2	220	68	36
	宮城県	7	1,932	1,297	11
	秋田県	0	-	-	-
	山形県	0	-	-	-
	福島県	2	280	127	33
関東地方		229	72,508	59,556	
	茨城県	5	490	291	24
	栃木県	9	1,290	1,002	13
	群馬県	3	935	768	16
	埼玉県	19	4,506	3,418	5
	千葉県	27	4,633	3,613	4
	東京都	154	56,985	47,543	1
	神奈川県	12	3,669	2,921	8
中部地方		549	160,396	129,803	
	新潟県	4	540	391	22
	富山県	3	280	213	28
	石川県	3	360	255	26
	福井県	0	-	-	-
	山梨県	1	520	396	21
	長野県	5	805	548	17
	岐阜県	5	784	543	18
	静岡県	8	1,599	1,316	10
	愛知県	24	4,152	3,247	6

地区	都道府県	教育機関数	収容定員（合計）	在籍者数（合計）	在籍者数順位
近畿地方		92	18,775	14,915	
	三重県	3	360	230	27
	滋賀県	0	-	-	-
	京都府	15	3,587	2,728	9
	大阪府	47	10,523	8,564	2
	兵庫県	21	3,805	3,051	7
	奈良県	6	500	342	23
	和歌山県	0	-	-	-
中国・四国地方		19	3,205	2,127	
	鳥取県	1	95	30	38
	島根県	1	40	33	37
	岡山県	6	1,255	970	14
	広島県	8	1,190	783	15
	山口県	0	-	-	-
	徳島県	0	-	-	-
	香川県	1	390	192	29
	愛媛県	2	235	119	35
	高知県	0	-	-	-
九州・沖縄地方		48	8,632	6,211	
	福岡県	24	4,586	3,719	3
	佐賀県	3	576	442	19
	長崎県	2	200	133	32
	熊本県	3	210	154	31
	大分県	1	200	124	34
	宮崎県	2	305	175	30
	鹿児島県	5	470	275	25
	沖縄県	8	2,085	1,189	12

（出所：文部科学省『法務省告示をもって定める日本語教育機関における教育の実施状況』）